

## 防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院医事問題検討委員会規則を次のように定める。

昭和60年7月5日

防衛医科大学校病院長 高 谷 治

### 防衛医科大学校病院医事問題検討委員会規則

改正 平成17年4月1日規則第3号  
平成18年3月31日規則第3号  
平成23年12月27日規則第7号  
平成29年3月30日規則第1号  
令和5年6月29日規則第2号

(設置)

**第1条** 防衛医科大学校病院に、医事に関する問題を円滑に処理するため、医事問題検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

**第2条** 委員会は委員長及び委員8名をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 病院長の指名する者 4名

(2) 看護部長

(3) 事務部長

(4) 病院運営課長

4 前項第1号の委員の任期は、2年とする。

5 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

7 医事問題が係属中である委員は、委員会において当該係属中の医事問題を審議するときは、委員として出席しないこととする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 医療訴訟に関すること。

(2) 医療事故に関すること。

- (3) 患者等の苦情処理に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認めた医事問題に関すること。
- 2 審議事項については、速やかに病院長へ報告するものとする。  
(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員長は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

**第6条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

この規則は、昭和60年7月5日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年7月1日から施行する。